

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市中区舟入南四丁目二番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区相模原五丁目一番九号日神パレステージ相模原二〇九 被相続人 亡 戸田 實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一六番七号四階サガミ総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区日ノ出二丁目一番、最後の住所川崎市川崎区浅田一丁目三番一号コーポメント二〇一 被相続人 亡 菅野 峰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

川崎市川崎区東田町八番地パレル三井ビルディング一階一〇一号室 川崎 ひかり法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県小千谷市城内二丁目一番、最後の住所新潟県小千谷市本町二丁目二番九号 被相続人 亡 新保 啓太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

主たる事務所新潟県中央区新光町一〇番地二 相続財産清算人 弁護士法人一新総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県黒部市生地三三一番地、最後の住所富山県富山市富岡町一四七番地 被相続人 亡 桶屋多美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

富山県富山市千歳町二丁目六番一八号 河口ビル一階 いしくろ・広田法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市本江町ヨ一〇二番地、最後の住所石川県小松市本江町ヨ一〇二番地一 被相続人 亡 新川 澄夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

事務所石川県小松市西町三番地 相続財産清算人 弁護士 杉本 昌之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市片山津温泉乙六九番地三、最後の住所石川県加賀市片山津温泉乙六九番地の三三 被相続人 亡 楠澤恵美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

事務所石川県金沢市暁町一番四二二番地 相続財産清算人 弁護士 竹内 克昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月三十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

福井県敦賀市白銀町一番三〇号 相続財産清算人 弁護士 岡本 矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県小諸市東雲一丁目三七二番地三、最後の住所長野県小諸市東雲一丁目三番九号 被相続人 亡 荻原 孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

長野県小諸市本町三丁目二番二五号 菱屋 本町ビル三〇三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県熱海市水口町一〇五六番地、最後の住所静岡県伊東市猪戸一丁目一番三三番地の郷 被相続人 亡 石井 正見

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

静岡県沼津市吉田町二五番二番二番二階 沼津総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市新東町塔世八三五番地、最後の住所三重県津市新東町塔世一五七番地 被相続人 亡 川本 卓爾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

三重県津市丸之内一七番六号 八町総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市山科区御陵牛尾町二八番地五、最後の住所京都市山科区御陵牛尾町二八番地の五 被相続人 亡 平井 知

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十四日

京都市中京区麩屋町通二条上る布袋屋町五〇五 山村忠夫法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山村 真登

決 算 公 告

令和8年4月24日

東京都港区芝浦二丁目15番6号オーアゼ芝浦MJビル

アヴィバ株式会社

代表取締役 プッディサーガル・ナナン・シュクラ

貸借対照表の要旨 (令和7年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,293,929	流動負債	4,044,432
固定資産	445,625	固定負債	98,936
		退職給付引当金	58,202
		退職給付引当金	40,734
		株主資本	1,596,184
		資本剰余金	20,000
		資本剰余金	△9,761
		資本剰余金	△9,761
		利益剰余金	1,585,945
		利益剰余金	5,000
		利益剰余金	1,580,945
		その他利益剰余金	(387,978)
資産合計	5,739,554	負債・純資産合計	5,739,554